

品川区スポーツ推進計画策定委員会の傍聴に関する取り扱い要領

制定 令和元年7月22日 文化スポーツ振興部長決定

(目的)

第1条 この要領は、品川区スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の公開基準に基づき、その傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会を開催する日の前日の17時までにスポーツ推進課に電話で申し込むものとする。前日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

- 2 傍聴の受付は先着順とし、委員会当日に傍聴券(別記様式)を一人につき一枚交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けたものは、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、原則として5人以内とする。ただし、委員会の運営上、傍聴人の席を設けることができない場合その他特別な事情がある場合、文化スポーツ振興部長が定員を定めることができる。

(傍聴できない者)

第4条 次に該当する者は、委員会を開催する会議室に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者
(第6条の規定により委員長の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の審議における言動に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他委員会の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(要領違反者に対する処置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関する必要な事項は、委員長と文化スポーツ振興部長が協議のうえ決定する。

No.

品川区スポーツ推進計画策定委員会
傍聴券

開催日 年 月 日

氏名

住所

- ※ この傍聴券は当日限り有効です。
- ※ 傍聴券は退室(傍聴終了時)される際に回収いたします。

傍聴にあたり、下記の事項をお守りください。

- (1) 傍聴するときは静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 委員会の審議における言動に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) アラーム付きの時計、携帯電話等、音の出る機器については電話を切るか、音が鳴らないようマナーモードに設定すること。
- (5) 指定した場所に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (6) 撮影または録音を行おうとするときは許可を得ること。
- (7) その他、委員長および事務局職員の指示に従うこと。